

産業建設常任委員会記録

令和6年 第2回定例会		
1 日 時	令和6年7月25日(木) 午前10時00分 開会 午前11時47分 閉会	
2 場 所	第1委員会室	
3 出席委員	小島 実 委員長 大島 久幸 副委員長 駒場 久和 委員 橋本 修 委員 宇賀神 敏 委員 石川 さやか 委員 鈴木 肇 委員 関口 正一 委員	
4 欠席委員	なし	
5 委員外出席者	なし	
6 説明員	別紙のとおり	
7 事務局職員	小太刀 事務局長 今泉 書記	
8 会議の概要	別紙のとおり	
9 傍聴者	2人	

産業建設常任委員会 説明員

職 名		氏 名	人 数
	副市長	福田 義一	1名
経済部	経済部長	竹澤 英明	7名
	産業振興課長	小泉 宏	
	産業誘致推進室長	宇賀神敏貴	
	観光交流課長	大貫 照実	
	農政課長	東城 朋子	
	林政課長	倉澤 弘	
	産業振興課長補佐	福田 昌子	
農業委員会事務局	農業委員会事務局長	橋本 寿夫	1名
環境部	環境部長	関口 守	4名
	環境課長	大場 隆光	
	資源循環課長	金子 尚己	
	環境課長補佐	大出 薫	
都市建設部	都市建設部長	小磯 栄一	8名
	都市計画課長	柏崎英一郎	
	整備課長	山田 治夫	
	維持課長	湯沢 浩	
	建築課長	湯澤 一公	
	建築指導課長	塙 純人	
	都市計画課開発指導調整担当	鈴木 久夫	
	都市計画課長補佐	井戸圭一郎	
上下水道部	上下水道部長	高村 秀樹	8名
	企業経営課長	北島 礼弘	
	水道課長	関口 正視	
	下水道課長	上田 悅久	
	企業経営課長補佐	峯田 清美	
	下水道事務所長	高久 治勇	
	水道課水道担当	大門喜久治	
	下水道課下水道担当	小林 寿伸	
合 計			29名

産業建設常任委員会 審査事項

- 1 認定第 1 号 令和 5 年度鹿沼市水道事業会計決算の認定について
- 2 認定第 2 号 令和 5 年度鹿沼市下水道事業会計決算の認定について
- 3 議案第 46 号 専決処分事項の承認について（令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 13 号））
- 4 議案第 52 号 令和 5 年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 5 議案第 53 号 令和 5 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 6 議案第 56 号 市道路線の変更について
- 7 陳情第 4 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情
- 8 陳情第 7 号 ゴミステーションの利用に関する条例の制定について

令和6年第2回定例会 産業建設常任委員会概要

○小島委員長 開会前に申し上げます。

委員会室は大変暑くなっています。

上着を脱ぐことを許可いたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、マイクにより明瞭にお話し願います。

なお、再質問に対しては、答弁については、委員長から指名を行いませんので、担当課課長は挙手の上、説明をお願いいたします。

それでは、ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、認定2件、議案4件、陳情2件であります。

それでは早々審査を行います。

はじめに、陳情第4号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情につきまして、陳情の趣旨を述べるため、陳情人がお越しいただいておりますので、陳情第4号から審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 はい。異議なしと認めます。

それでは、陳情第4号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を議題といたします。

この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第6条第3項の規定により、陳情人である栃木県労働組合総連合副議長の鈴木亨様、事務局長次長の石井勝己様にお越しいただいておりますが、陳情人の、失礼いたしました。

石井勝己様は、出席できないということでございます。

鈴木様がお越しいただいておりますので、陳情人の入室を許可いたします。

鈴木さん、どうぞ。

(陳情人 入室)

○小島委員長 鈴木様、本日はお疲れ様でございます。

早々ですが、陳情第4号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について、5分程度で説明をお願いいたします。

鈴木さん、よろしくお願ひします。

○陳情人 失礼しました。

私、栃木県労連で副議長をしております鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は陳情の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

早速陳情のほうをさせていただきます。

岸田総理は、昨年8月に最低賃金について、2030年代半ばまでに、全国加重平均1,500円を目指すと発表しました。

私たち全労連としましては、かねてより最低賃金を1,500円にということで要求してきましたので、この方向性については反対するものではありません。

ですが、3つの点について不十分さがあるというふうに受けとめております。

第1点は、賃金だけではなくて、賃金の金額だけではなく、全国一律の制度が必要だという点です。

加重平均という言葉からわかりますように、総理は格差の解消には触れておりません。格差を残す前提で語られているというふうに受け取っております。

都道府県別の最低賃金が、全国の都道府県の人口の増減にも、影響を与えていたというふうに認識しております。

最低賃金の額は変わってきておりますけれども、その差は縮まっていないというふうなのが現状ですし、人口の変化もほぼ同様の推移をたどっているというふうに認識しております。

国勢調査ベースで2015年から2020年まで、県内の、栃木県内ですね、人口は宇都宮市と下野市だけが微増しているというふうに、数値的には出ております。

ここ鹿沼市を含め、23市町で減少して、県全体としても4万人以上減少しているというのが実態であります。

地域の衰退という悪循環に直結していると危惧しております。

東京は物価が高いから、賃金が高くて当然であるということで、地方は低くても仕方がないという認識が広く浸透しているかと思いますけれども、本当にそうなのかというところです。

大手コンビニの商品とか、大手スーパー、全国チェーンですね、それから全国チェーンのホームセンターなど、そういった大手の販売店の商品価格というのは、全国どこに行っても値段に違いというのはほぼありません。

しかし、賃金については、県ごとに、都道府県ごとに賃金が違って、格差がつけられているというような状態になっております。

格差を是正するためには、賃金は全国一律にするべきだというふうに私たちは考えております。

第2点は、2030年代半ばまでと言わざるを得ないといふことであります。

この間の物価上昇を上回る賃金が、上回る賃上げがなければ、生活改善にはつながらないわけです。

日本の実質賃金は1997年をピークに下がり続けております。

今、先進国の中で日本は最低水準に落ち込んでしまっております。

隣の韓国の最低賃金は、2017年のときには、日本よりずっと低かったわけですね。

それがあつという間に日本を抜いて、日本よりも高い最低賃金が今は設定されている
というような状況にもなってきております。

第3点は、賃金を支払う企業、とりわけ中小零細企業の支援策に、総理がほとんど触
れていないということです。

適正な下請価格や、公正取引の法的保障、それから、有効な需要の創出、社会保険料
や税制の優遇など、賃上げをする企業の努力を国が後押ししなければ、地域社会の大切
な担い手である中小企業にしわ寄せが及んでしまうということになります。

その資源は、大企業の内部留保の還元や、富裕層への課税強化などで補えるというふ
うに考えております。

労働者の賃金が上がらなければ、経済の好循環が、賃金が上がれば、経済の好循環が
起きて、国や自治体の税収が2兆円ほど増えるという試算も出ております。

以上のようなことから、地域社会の声として、国に意見書の形で上げていただきたい
ということを考えまして、今回の陳情を行ったような次第です。

真面目に働けば、健康で文化的な生活を送れる、希望の持てる社会の実現を目指して、
地域から声を上げるためにも、ぜひ前向きな審議をお願いして、私の陳情を終わりたい
と思います。

ありがとうございました。

○小島委員長 陳情人の説明は終わりました。

陳情に対し、確認したいことがある方は順次発言を許します。はい、大島副委員長。

○大島副委員長 確認をさせていただきたいと思うのですけれども、何か、昨日のニュー
スで賃金が50円上がって、全国平均が154円になるというニュースがありまして、企業
と労働側で大分せめぎ合った結果、そんな金額が出て、よかつたのかなとは思うのです
けれども、企業側としては、その人件費上昇がその経営の圧迫につながるのではないか
という、やっぱり心配を相変わらずしていて、今、内部留保で補えるのではないかとい
うのは大手企業だけにきっと言えるのかなというふうに私は思っているのですけれども、
そんなところ、どのように捉えているのかをお伺いしたい。

○小島委員長 鈴木さん、お願いします。

○陳情人 はい。今、おっしゃられたとおり、大手企業、内部留保を多く抱えているのは
大手企業がメインになっているというのはそのとおりだというふうに認識しています。

ですから、大手企業が当然、は、そこで十分可能かということです。

それで、問題になるのは、やはり中小企業のところについてなのですが、こちらに關
しては、現在、制度として、支援制度というのはあるのですけれども、そこ、それを使
用している企業というのがわずか0.2%しかないということが、まず1点。

ここは、まず、そのこと自体が知られていない、お知りになっている企業があまりに
も少ない。

要するに、ちゃんとそういう制度があるということが伝わっていないというのが問題

だというふうに認識をしております。

それで、それをまずすることと、それ以外に、賃金の上昇分を国がやはり支援、補填なりですね、国がちゃんと支援をすると、その賃上げをした企業に対して、中小企業に対しては国がちゃんと支援をするということをやっていかなければ、賃上げというのは、中小企業にとっては非常に経費増大につながるだけのことになってしまいますので、それとともに、価格転嫁をしっかり認めるというような制度等も必要なのではないかというふうに思っております。

以上です。

○小島委員長 説明、ありがとうございます。

はい、鈴木委員。

○鈴木委員 はい。大島さんから、副委員長からのちょっと継続なのですけれども、私は個人事業主なのですね。

それで、一応お給料も払って、個人なのですけれども、一応払っているのですけれども、この賃上げに関しては、私はその主要都市だったらまだわかるかな。

それで、では、それはなぜかと言いますと、例えば、私はその測量というのをやっているのですけれども、従業員とか、パートもいます。

それで、例えば、例えば、昨日なんかは、宇都宮市なんかは、極端なことを言ってしまうと、大通りのちょっと入ったところで坪50万円、坪50万円の土地を測量しました。

だから、もちろん土地の評価が高いので、もちろん測量費用とか、登記費用もおのずと上がります。

しかし、先週、鹿沼でやっぱりまちの中を測りました。坪7万円です。

「坪7万と坪50万の土地で、同じパート代、払えますか」ということですね。

または、それを賃上げすることによって、お客様、申請人、施主様から、「人件費高いから、これ、もっと測量費を上げていいですか」って、言えないです。

だから、主要都市で、宇都宮市なんかはもちろんその、土地もインフラも、これからLRTでね、どんどん上がっていきます、総合的に。

しかし、残念ながら鹿沼市は、今年の国土交通省の土地の、土地の観点から言いますよ。うん。

評価なんかは0.23といってね、一番下がっていたのですよ。

そういう市で、「人件費だけ上げろ」って言われても、僕はなかなか厳しいのかなと。それは、主要都市だったらわかります。

しかし、人口が本当に激しい場所で、人口減少が激しい場所で、人件費だけ上げるとというのが、ちょっと僕は、どうなのかなと、僕の観点から言いますよね。

だから、そこら辺、どう思いますかね。

○小島委員長 説明、よろしくお願いします。

○陳情人 はい。今の発言いただいた内容、当然、企業主からすれば、当然そういう認識

を持たれるというのは、当然のことかなというふうに思っております。

ただ、私たちは、やはり働く立場、生活者という立場から考えるとしますと、日本国憲法にもありますとおり、生存権というものがあるように、日本の国内でちゃんと生きていく権利というものを有しているというふうに認識しています。

ですから、その生きていくために必要な金額というのを、やはり国がちゃんと保障して支払う、賃金として支払う義務があるというふうに認識しておりますので、その観点から、最低賃金の金額というのが、今のレベルでは低くすぎるというふうに認識しておりますので、そこをちゃんと生活できるレベルの金額に引き上げていく必要があると。

それで、そこに対して、不足がする部分については、国がやはり支援しなければ、絶対に成り立たないだろうというふうに認識しておりますので、そこの差というものが、国が責任を持って対応すべき問題だというふうに思っておりますので、そういう点を、地方から、地方の議会とか、県とか、市町村から、国に対して訴えていく必要があるだろうというふうに思いましたので、今回の陳情をしたというような次第でございます。

○小島委員長 よろしいですか。

ほかに確認事項はございませんか。はい。石川委員。

○石川委員 石川です。

総理は 2030 年までに 1,500 円を目指すということだったのですが、こちらの陳情もこの 2030 年という期限というか、を考えておられるのか、伺います。

○小島委員長 説明をお願いいたします。

○陳情人 はい。私たちは 2030 年までに 1,500 円というのでは遅すぎるというふうに認識しています。

できることなら、今すぐにでも 1,500 円は必要かなというふうに思っております。

なぜかと言いますと、今、栃木県が 954 円ですよね、最低賃金が。

そうしますと、1 日 8 時間働いて、20 日間働いたとします。

金額は 16 万円程度にしかなりません。

これでは生活保護とほぼ変わらない金額しかなりません。

子供さんとかを抱えているシングルマザーの方とか、そういう方たちは、この金額では生活がしていけないわけです。

ですから、今すぐ 1,500 円にならなければ、24、5 万円という金額にならないんですね。

それで、全労連のほうで行っている最低生計費試算調査。

これは全国で 20、正確な数は忘れましたが、27 都道府県で行われております。

それによりますと、最低生計費は 22 万円から 24 万円は必要だというような数字が出ております。

この 24 万円からという数字に基づいて逆算、逆に計算すると時給が 1,500 円は必要だというような数字が出てきましたので、私たちは 1,500 円というのを主張してきている

というような中身となっております。

ですから、できるだけ早く、とにかく一刻も早く 1,500 円というのを実現したいといふうに認識しております。

○小島委員長 説明は終わりました。

よろしいですか。

ほかに確認事項はございませんか。

確認事項もないようですので、ここで陳情人の退席を求めます。

鈴木様、お疲れ様でございました。

○陳情人 ありがとうございました。

(陳情人 退室)

○小島委員長 それでは、陳情第 4 号について、執行部に確認したいことはありますか。

はい、鈴木委員。

○鈴木委員 うちもたまに使うのですけれども、シルバーは、今、時給はいくらですか。

○小島委員長 説明を求めます。

○鈴木委員 行政でありますよね。

○小島委員長 来てないのではない、担当の。

(「シルバー人材センターね」と言う者あり)

○小島委員長 担当が違うから。

○鈴木委員 僕のほうも結構、適当に払ってしまっていて、実際、今いくらなのか。

○小島委員長 鈴木委員、担当が来ていないのだけれども。

○鈴木委員 あ、では、いいです。

○小島委員長 うん。担当部署が、うん。

○鈴木委員 1 日日当で払っていたので、時給をよく考えないで、「こんだけ払ってください」と言われて、払っているだけだったので。

時給がわかっていないかったので、すみません。それをちょっとお聞きしたかったので。

はい。

○小島委員長 はい。竹澤部長。

○竹澤経済部長 はい。正確には覚えていないのですけれども、確か 1,000 円をちょっと超えるぐらいだったかなというふうには考えています。

(「計算式ある」と言う者あり)

○竹澤経済部長 確かシルバー人材センターの場合には、事務費も含まれている単価だと思います。はい。

○小島委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それで、実際その手数料をとられてしまっているから、実際に来た方に払うお給料は多分それより以下ということですね。

○竹澤経済部長 はい。

○鈴木委員 はい。それだけ確認したかった。

○小島委員長 ほかに確認事項はございませんか。

(「ピンはねされているのではないの」と言う者あり)

○鈴木委員 そういうこと、ピンはねしている。オフレコ。

○小島委員長 確認事項がないようですので、各委員の意見、考え等を伺った上で結論を出したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え等をお願いいたします。

場合によっては1人ずつ順に伺うこともあります。

委員、どうぞ。

○鈴木委員 全員。

○小島委員長 場合によっては、うん。そのところ、確認したいので、今の全体で。

○鈴木委員 全体で。

○小島委員長 うん、全体で、全体というか、委員。

○鈴木委員 では、俺、もう反対していますから。もうだめだよ、こんなの放置したら。払えないよ。

(「決とればいいではないか、決とればね」と言う者あり)

○小島委員長 うん。ほかに意見や考え、ほかに意見、では、はい、橋本委員。

意見を言ってください。

○橋本委員 意見ないです。

○小島委員長 はい。意見はない、はい。

はい、駒場委員。

○駒場委員 基本的に趣旨はすごく十分理解できるので、賛成なのですけれども、この陳情者のほうからというのの内容というのは、やっぱり全国一律制度を求めるという趣旨が強いのだと思うのですよね。

それで、鹿沼市、地方議会の、この中小の地方議会が、この全国一律を求めるに対してというのはちょっと無理があるのかなというふうには感じのですけれども、そこが多分、各委員さんなんかも感じいらっしゃるところなのではないかなと、私は思っています。

○小島委員長 はい。ほかに。

○鈴木委員 もう1ついい、では。

○小島委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木委員 うち、セブンイレブンの測量なんかをやっているからわかるのですけれども、セブンイレブンでも、昼間は1,000円といっていいですよ。

それで、夜で、深夜で1,200円とか、朝方とかね。

それで、もちろんこれは東京に行けば、それでも 1,500 円は確かにいってなかつたと思うのですよね。

それなのに、だから、東京はもちろん物価が高いから、僕は上がるのは、これは致し方ないと思うのですけれども、こういったその人口 10 万人いないうなところで、それをやっていいのか。

僕はバランスが崩れてしまうかなと思うのですけれども、一つの意見として聞いてください。

○小島委員長 はい。ほかに意見はございませんか。はい、石川委員。

○石川委員 石川です。

先ほど「2030 年までなんですか」とお聞きしたときに、「今すぐにでも」ということで、実際に、例えば、1 日 8 時間働いて、20 日間でという、その今の 954 円では 16 万円にしかならないという説明を聞いたときに、確かに今ちょうど生活保護の相談なんかを受けていたので、確かにこの最低賃金で生活していくというのは無理があるなというのは、賛同しました。

しかしながら、その全国一律というのが、市議会から要望していくというのはちょっと難しいかなというふうに感じています。

確かに物価は東京に行っても、スーパーで、金額をちょっと見たことがあるのですけれども、「あ、ほとんど一緒なんだな」と思いました。

ただ、その土地の価値とか、そういうのも含めたときに、国の支援までというのも含めて、ここで、これを丸々賛成というのはちょっと難しいなと思いました。

以上です。

○小島委員長 はい。ほかに委員の方のご意見はございませんか。はい。

○鈴木委員 1 つ、僕、執行部に質問しても。

○小島委員長 はい、では、どうぞ。

○鈴木委員 月 16 万円、計算すると、その最低、その 1,500 円なのでしょう。

それで、今はね。

だから、その 1,500 円に上げたいのでしょう。

それで、それを、そうすると 16 万円なのでしょう。

(「違う、違う」と言う者あり)

○鈴木委員 誰うの。

○石川委員 今が、今が 16 万円。

○小島委員長 24 万円とか。

○鈴木委員 そんなに、そんなにいくの。

それで、生活保護というと、僕も何人かやったことがあるのだけれども、10 万円なんか、もらっていない気がしたのだけれども、今、いくらなのですか、生活保護費。

○小島委員長 それも担当、違う。

○鈴木委員 ああ、違うのだ、ごめんなさい。

いいです。ちょっと僕。

○小島委員長 はい、では、ちょっと、いいね。意見はね。

○鈴木委員 はい、すみません。

○小島委員長 それでは、意見がないようなので、陳情第4号の取り扱いについて、採択するか、陳情第4号、採択するか、不採択するか、挙手採択、または継続とあります。
いかがでしょうか。

お諮りいたします。

採択・不採択の決をとる。それとも継続、1つずつ伺います。

○鈴木委員 不採択、俺は。

(「不採択」と言う者あり)

○大島副委員長 結論は不採択。

○鈴木委員 これはだめだよ。

(「やつたらおかしくなってしまうよ」と言う者あり)

○鈴木委員 おかしくなってしまうよ、これ。

○小島委員長 では、では、はい、わかりました。

それでは陳情第4号を、採択するか、不採択するか、挙手採決を行いたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第4号については、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手なし)

○小島委員長 なし。

したがいまして、陳情第4号については、不採択と決しました。

次に、陳情第7号 ゴミステーションの利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

この件については、事務局に陳情書の概要を説明させます。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 陳情第7号 ゴミステーションの利用に関する条例の制定について、その概要をご説明いたします。

この陳情は、令和6年7月5日に、入江健二氏から提出されました。

趣旨としては、市内各地に点在しているごみステーションへの投棄方法について、処分費用のかかるリサイクル家電等をごみステーションへ投棄した場合の罰則の制定や、ごみステーションを管理する上で、法的な措置が講じられるよう、条例の整備を求める陳情であります。

陳情事項として、1、処分費用のかかる廃棄物の投棄に対しての罰則についての条例の制定。

- 2、掲示物に対する内容が法的にも守られるための条例の制定。
- 3、ルール遵守が条例によって定められるための条例の制定。
- 4、ルールを守らない人物に対しての説明に対応するための条例の制定。
- 5、決められた場所の使用に関するための条例の制定。

以上の点について、ごみステーションの利用に関する条例の整備を求めるものであります。

以上で趣旨説明を終わります。

○小島委員長 陳情書の概要について、説明が終わりました。

それでは、陳情第7号について、執行部に確認したいことはございませんか。はい、駒場委員。

○駒場委員 委員から執行部にもう、その意見を求めるというよりも、もう自ら同席していらっしゃいますので、この入江さんのはうからの陳情の内容というのは、入江さんがたまたまこうやって言っていることですけれども、事例としては結構あるのではないかと思うので、まず執行部さんの意見を、意見というか、実情とかいうのを聞かされたほうのがいいと思っています。

はい。以上です。

○小島委員長 わかりました。

今、ただいま駒場委員から執行部のはうの、今までの現状というか、実情を説明をお願いしますということです。

説明をお願いいたします。はい、金子資源循環課長。

○金子資源循環課長 はい。資源循環課課長の金子でございます。

現状といいますか、ごみステーションというもの自体を、ステーションだから、どこ的人がごみを捨ててもいいという感覚を持っている人がいるというのが一つ。

それで、このステーションというのはあくまでそこを利用される方だけの、限定された方だけのステーションです、基本的には。

それと不法投棄に関しましても、まだ、何ていうのですか、何でも捨てていいという感覚が残っている人がいるようで、収集できないものでも置いてしまうような人がいます。

それに関しましては、張り紙を張って、1週間、2週間とか、ちょっと置いてもらって、それでも回収できないときは廃棄になります。撤去というか、お持ち帰りというのですか、それがないときには、市のほうで行って回収してまいります。

これが週に1回や2回は大体必ずというぐらいあります。

ごみステーションに関しましては、実情、そんな状況です。

はい。以上で説明を終わります。

○小島委員長 はい。説明は終わりました。

ほかに、執行部に確認したいことはございませんか。はい、石川委員。

○石川委員 石川です。

今のことできちんと確認したいのですが、自分自身、ごみステーションは居住している、例えば、何班なら何班のここにしか出してはいけないというふうに認識していかなかったのです。

それというのはどこかに明文化されていますか。

○小島委員長 説明をお願いいたします。はい、どうぞ。

○金子資源循環課長 石川委員の質問に対して説明します。

ごみステーション設置要綱がございまして、その中に、何ていうのですか、自治会単位とか、そういうのは一切書いてないのですよ。

あくまで利用する方たちで、それで、代表者を決めて、それで、その設置してある地区的きれいなまちづくり員とか、あと、この自治会長のはんことか、そういうのをもらうような状態になっております。

それで、極端な話、3自治会の人が1カ所を使ってるという、そういうようなステーションもございます、今現在、はい。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。いい、はい、石川委員。

○石川委員 はい。ちょっと今の点はもう少し自分でも調べて、まだちょっとごめんなさい、納得できていないのですけれども、ちょっとほかの質疑をさせてください。

○小島委員長 はい、どうぞ。

○石川委員 鹿沼市きれいなまちづくり推進条例の中に、第9条で、「市民等は、みだりに空き缶等及びごみを公共施設等及び他人が所有し、占有し、または管理する場所に捨ててはならない」というのがありますて、それで、第23条に、「第10条から第14条までの規定に違反し、16条の措置命令を受けてこれに従わなかった者は、5万円以下の過料に処する」と書いてあるのですが、先に述べましたところ、9条で含まれていないですが、何か10条以降の、例えば、飼い犬を放し飼いにしてはならないとか、飼い犬のふんを放置してはならないとかというのは、その5万円罰金のところに含まれるのですけれども、そのごみの問題、投棄の禁止という9条というものが、そこに含まれていないのには何か背景がありますか。

○小島委員長 説明をお願いします。はい、金子課長。

○金子資源循環課長 はい。今23条ですか、委員の言われた方。はい。

なのですが、その前に21条というのがありますて、これを読みますけれども、「第9条の規定に違反し、第16条の措置命令を受けてこれに従わなかった者は、5万円以下の罰金に処する」というのも、条例21条に書いてあります。はい。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 よろしい、石川委員。

○石川委員 失礼しました 21 条のほうでしたね。

それで、「従わなかった場合は 5 万円以下の罰金に処する」というものが、今回のような事例のときに該当して、実際に「その犯人を特定して勧告して、それでもだめなら罰金ですよ」というふうになり得る仕組みになっていますか。

今、実際起きていることは、そのごみステーションは、要するにごみステーションに投棄されたものは不法投棄に当たるのか、当たらないのかというところをまずお聞きしたいのですが。

○小島委員長 説明をお願いします。金子課長。

○金子資源循環課長 はい。ごみステーションに、そのステーション利用者以外がごみを捨てた場合は、それはもう不法投棄として考えております。はい。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 よろしいですか。はい。

○鈴木委員 俺もいい、ちょっと。

○小島委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木委員 これはちょっと確認なのです。

先ほど、ごみステーションはその地区のためのごみステーションではないですか、それで、自治会に入っていなくても捨てられるのですか。

それを 1 回ちょっと聞かれたのだけれども、僕、わからなかつたので、ちょっとそちら辺、1 点質問。

○小島委員長 説明をお願いします。金子課長。

○金子資源循環課長 はい。鈴木委員の質問に説明させていただきます。

先ほども言ったように自治会に入ってなくても、ちゃんとそのステーションの、その地区の人たちの独特の決まりみたいのがあると思うのですけれども、そういうのを守るようにしてもらっていれば、ステーション自体はもうどこの方が、そのステーションにその地区の方にも認められるという言い方は変ですけれども、利用できるようになっていいるとすれば、利用しても大丈夫です。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木委員 そうなってしまうと、自治会に入る意味が余計なくなってしまうのだね。

この間は関係ないけれども。

それで、僕のは、もう一つ質問があつて、それで、自分が前に、やっぱり自治会長をやつたときに、展望台公園に原付バイクが捨てられてしまったのですよ。

それで、多分金子さんはそれを知っていると思うのだけれども、それで、それを、一応公園内施設ですから、自分と副会長で、軽トラックに乗せて、それで、クリーンセンターを持っていったのですよね。

だから、でも、結局それは、僕らは手間、もちろんこれは無報酬だから、これは仕方がないにしても、これは捨てた者勝ちになってしまうのではないか。

それが、同じことがこのごみステーションにも言えることですよね。

だから、それで、その捨てたときに、そのクリーンセンターにはすごい山をなすわけですよ、そういう鉄くずから。

だから、これは、お金をかけて処分するのですよね。そこだけちょっと。

○小島委員長 説明を願います。どうぞ。

○金子資源循環課長 はい。御存じのとおり、確かに不法投棄だけというのですか、不法投棄のものがかなり、いっぱいきております。

それで、できる限り不法投棄も誰が捨てたかというのを確認しないと、まず処分するに当たっても、だから、バイクあたりだったら、車体番号とか、そこら辺が出ているので、誰が捨てたとか、そういうのが調べられるのですが、それ以外のもう何も書いていない、誰が捨てたかわからないような不法投棄に関しては、今言った、ごみの山になっています。

それに関しては、市のほうで処分しているのが現状でございます。はい。

市費を使って。はい。

以上でございます。

○小島委員長 いいですか。

ほかに質疑は、はい、石川委員。

○石川委員 はい。今回その警察に通報して、「その防犯カメラに映っていたので、何とか、その特定してほしい」と言ってもらえたかったということなのですが、もし、鹿沼市のほうから、「これは不法投棄なので、何とか、そのカメラ、防犯カメラから犯人を特定してください」という要望したら、特定してもらえるのですか。

○小島委員長 説明をお願いします。はい、どうぞ。

○金子資源循環課長 はい。この警察に言って、捜索してもらえたかったというのは、ちょっとこちらとしても、考え方の違いというのがあったかもしれないです。

だから、警察のほうも、ステーションだから、ごみは置いていいとか、そういう感覚があったかもしれないで、このことに関しては、警察のほうとちょっと話をしたいと思っております。

それで、市のほう、当然、市のほうに言ってもらえば、市のほうから警察にも伝えようにはします。

はい。以上で説明を終わります。

○小島委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

発言が出尽くし、はい、大島副委員長。

○大島副委員長 この陳情人の言っていることはわかるのですけれども、その条例化する

前に現行法、今のルールできちんとすることができないのかどうかだけ確認したいと思うのですけれども。

○小島委員長 説明をお願いします。どうぞ。

○金子資源循環課長 はい。大島副委員長の質問に対して説明させていただきます。

現行法ですと、不法投棄という形になれば、廃棄物、すみません、ちょっと正式名称を忘れました。

廃掃法という、俗に言われている法律なのですけれども、そちらのほうで対応ができるはずです。

それまでないとすれば、今度先ほど言ったきれいなまちづくり推進条例のほうでの対応というふうになるかと思います。

はい。以上で説明を終わります。

○大島副委員長 条例、はい、了解です。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。石川委員。

○石川委員 全国的にこういったことが起きていて、いろんな判例とかをちょっと自分なりに見たのですけれども、結局実際は警察の方に動いてもらうのというのは、すごく難しいのかなというのを感じたのですが、ほかの自治体で、例えば、きれいなまちづくり推進条例にもっと詳しくごみステーションに投棄したものとかというふうに明文化した場合、もうちょっと効力を発揮して動いてもらえるとか、そういう何か他市の成功事例みたいなものというのがありますか。

○小島委員長 説明を願います。どうぞ。

○金子資源循環課長 実は、はい、説明します。

実は、このことについて、他市にもちょっと聞いてみました。

それで、ごみステーションに関することで、処罰とか、そういうのを決めているということは、そういうのを決めているということはちょっと返答があった 10 自治体なのですけれども、回答があったのが、それにはないそうです。

ただ、やっぱり佐野市さんが、やっぱりきれいなまちづくり推進条例、そちらのほうで、罰金以外、何ていうのですか、指導とか、そういうのは書いてあるそうです。

ただ罰金はちょっと書いてないということでした。

はい。以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

大丈夫ですか。

はい、大島副委員長。

○大島副委員長 すみません。

いろいろ聞いていると、その現行法できちんとやれば、この陳情人の悩みがいくらか解決できるような、今話なのですけれども、この陳情人の話のとおり、より厳密な何か条例を制定したほうがいいのか、それとも執行部のほうで陳情人に話をして、現行法で

対応できるところがあるので、現行法の中で、「今後きちんとやりましょう」みたいな話にできるのかどうかをちょっと確認したいと思うのですけれども。

○小島委員長 説明をお願いします。どうぞ。

○金子資源循環課長 はい。この陳情人の方、アパートを経営しているということで、かなり、何ていうのですか、しっかりとごみステーションの管理をなさっている方のようです。

監視カメラとかもつけてみたり、それが自分で見られるようにもなっていたりとかなりしっかりしている方かと思います。

ただ、処罰関係に関しましては、現行法で対応できるかと思っておりませんので、こちらに直接なり、何なり連絡いただければ、もうある程度の対応はできたかと思ったのが現状でございます。

それで、今後、もしもこういうことがあれば、クリーンセンター、失礼、環境部の資源循環課のほうへ連絡をいただければ、対応したいと思っております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 はい。説明は終わりました。

ほか、質疑はございませんか。

それでは発言が出尽くしたようなので、陳情第7号の取り扱いについて、採決を行います。

陳情第7号を採択するか、不採択とするか、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○鈴木委員 僕は継続にしたいのだけれども。

○小島委員長 それでは、いいですよ。

○鈴木委員 もうちょっと勉強したいなと思うので。

(「継続、せめて継続ですね、決とって」と言う者あり)

○大島副委員長 継続もあり得る。

○小島委員長 では、継続ももちろん。

では、採択するか、あと継続審議、不採択と、その3つでいきたいと思います。

お一人ずつ意見聞いてしまう。

不採択。

(「意見はいらないのではないか」と言う者あり)

○小島委員長 いらない。

では、継続で、では挙手とするか。

(「最初に継続を聞いて」と言う者あり)

○小島委員長 うん。では、この審議につきましては、継続審議としたことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○小島委員長 1、2、3、4、5、はい。

では、はい、よろしいです。

○大島副委員長 ちょっとといいでですか、委員長。

○小島委員長 ちょっと待って。

○大島副委員長 委員長。

○小島委員長 はい。大島副委員長。

○大島副委員長 よろしいですか。

○小島委員長 はい。

○大島副委員長 継続するに当たって、具体的にこの千渡の入江さんという人が、人物が特定されているので、クリーンセンターのほうで、この入江さんともう1回話をして、この問題解決の糸口というのは何かつかめそうですか。どうでしょうか。

○小島委員長 説明をお願いします。どうぞ。

○金子資源循環課長 はい。ちょっと確認をとりたいのです。

それはクリーンセンターのほうから直接入江さんのほうに交渉するという形でよろしいのですか。

○大島副委員長 そういうこと。

○金子資源循環課長 はい。そうしますと、直接、電話もしてみたいと、連絡もとつてみたいと思います。

それで、後に関しましては、ちょっと話の具合がどうなるかということになるので、はっきりしたことはちょっと言えないのですが、今現在の「こういう状況で、こういう条例とかあるんだよ」ということは説明していきたいと思います。

はい。以上で説明を終わります。

○小島委員長 はい、では。

今、ただいまの陳情7号について、先ほど、継続審査するということに挙手が多数となりました。

したがいまして、陳情第7号については、継続審査とすることに決しました。

よろしいですね。

(「はい」と言う者あり)

○小島委員長 はい。

次に、認定第1号 令和5年度鹿沼市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

執行部からの決算の概要説明をお願いいたします。北島企業経営課長。

○北島企業経営課長 企業経営課長の北島です。よろしくお願ひいたします。

認定第1号 「令和5年度鹿沼市水道事業会計決算の認定について」、ご説明いたします。

先にお配りしております「令和5年度鹿沼市水道事業会計決算書」の1ページをお開

きください。

はじめに、1の「令和5年度鹿沼市水道事業会計決算報告書」についてご説明いたします。

まず、(1)の収益的収入及び支出についてでありますとおり、収入合計につきましては、第1款、水道事業収益の決算額の欄に記載のとおり、16億9,870万3,511円です。

主なものは、第1項、営業収益の決算額14億1,910万1,438円で、そのうち水道料金が13億7,170万2,101円であります。

支出合計につきましては、第1款、水道事業費用の決算額の欄に記載のとおり、13億5,608万1,591円です。

主なものは、第1項、営業費用の決算額12億7,444万1,158円で、建物及び配水管等の事業資産の減価償却費、浄水場運転管理業務及び水道料金等賦課徴収等業務委託料、浄水場の動力費などでございます。

次に、2ページをご覧ください。

(2)の資本的収入及び支出について、ご説明いたします。

まず、収入合計につきましては、第1款、資本的収入の決算額の欄に記載のとおり、8億9,073万3,875円です。

主なものは、重要給水施設配水管布設事業、配水管新設事業に対する企業債及び補助金、工事負担金であります。

次に、支出合計につきましては、第1款、資本的支出の決算額の欄に記載のとおり18億2,113万7,047円です。

主なものは、第1項、建設改良費の決算額15億1,412万9,873円で、配水設備の拡張及び改良にかかる工事請負費でございます。

なお、一番下の表の欄外に記載がありますとおり、資本的収入が資本的支出額に不足する額、9億3,040万3,172円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額8,872万4,948円、当年度分損益勘定留保資金4億8,314万6,901円及び建設改良積立金3億5,853万1,323円で補填いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

2の財務諸表の(1)「令和5年度鹿沼市水道事業会計損益計算書」につきましては、下から4行目に記載のとおり、当年度純利益が2億5,250万7,562円、下から2行目のその他未処分利益剰余金変動額が3億5,853万1,323円となり、この結果、一番下の当年度未処分利益剰余金は6億1,103万8,885円となりました。

次に、12ページをお開きください。

1の「令和5年度鹿沼市水道事業報告書」でありますとおり、水道事業の主な施策の成果につきましては、(1)の概況の①総括事項のア建設改良事業に記載のとおり、拡張工事として4,665.8メートルを新設し、改良工事では漏水対策布設替え等で7,618.1メートルの更新を行い、有効率の向上に努めました。

また、クリプトスピリジウム対策として、第1浄水場及び第5浄水場に紫外線処理設備のうち、電気及び機械設備工事を施工いたしました。

次に、イの業務状況につきましては、給水人口が、昨年度に比べ、585人減の8万5,649人、年間総配水量は、1,024万5,374立方メートル、有収水量は、808万7,980立方メートル、有収率につきましては、78.9%で、対前年比0.8ポイントの増となりました。

以上で、令和5年度水道事業の決算概要についての説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。橋本委員。

○橋本委員 橋本です。よろしくお願ひします。

資料1を参考に、業務実績や漏水量について、お示ししてください。お願ひします。

○小島委員長 説明をお願いいたします。関口水道課長。

○関口水道課長 はい。水道課長の関口です。よろしくお願ひいたします。

別紙資料1をご覧ください。

まず、主な業務実績と漏水量について説明いたします。

年間給水量は1,024万5,374立方メートルと、前年比96.9%、年間有収水量は808万7,980立方メートルと、前年比98%に減少しています。

これは給水人口が前年比99.3%の8万5,649人と減少したことと、節水意識が高まっていることが要因と考えられます。

続きまして、年間の漏水量は、124万6,392立方メートルと、前年比98.4%になっています。

管路総延長は830.7キロメートルとなり、うち拡張工事は約4.6キロメートルを施工し、その主な地域は、北犬飼地域約2.5キロメートル、菊沢地域約1.3キロメートルでした。

また、改良工事を実施した主要な地域は、栗野地域約2.6キロメートル、中心市街地約2.2キロメートル、菊沢地域約1.2キロメートルとなります。

これにより、管路の耐震化率は前年比1.1%増加し、全体で34.1%となりました。

次に、漏水への対策につきまして、漏水調査は、387キロメートルを調査し、その内訳は旧浄水区域238キロメートル、旧簡易水道地域149キロメートルであります。

この漏水調査によって227カ所の漏水箇所が発見され、全ての箇所で即座に修繕を行いました。

また、市民の皆様からの通報により、433カ所の漏水箇所を発見し、各所で修繕を行っております。

これらを合わせ、昨年度の修繕箇所は合計660カ所となりました。

これらの対策により、漏水量は前年比98.4%となり、有収率は0.8ポイント向上しております。

今後も計画的かつ迅速に漏水箇所の修繕を行うことで、漏水対策を進め、安全で安心して水道をご利用いただけるよう、皆様のご意見を取り入れながら業務に努めてまいり

ます。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。どうぞ。橋本委員。

○橋本委員 もう一つなのですけれども、有収率が前年度より 0.8% 上昇した要因について、お聞かせください。

○小島委員長 説明をお願いします。どうぞ。

○関口水道課長 はい。水道課長の関口です。

有収率が前年比 0.8% 上昇した要因についてでございますが、漏水多発管の更新を前年比 69% 増の 5.2 キロメートル実施したことによるものでございます。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

ないね。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

認定第 1 号 令和 5 年度鹿沼市水道事業会計決算については、認定を可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号 令和 5 年度鹿沼市水道事業会計決算について、認定を可とすることに決しました。

開会いたしまして約 1 時間たちました。

ここで暫時、11 時 10 分まで休憩といたします。

(午前 10 時 58 分)

○小島委員長 休憩前に続き、再開いたします。

(午前 11 時 08 分)

○小島委員長 次に、認定第 2 号 令和 5 年度鹿沼市下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

執行部から決算の概要説明をお願いいたします。北島企業経営課長。

○北島企業経営課長 企業経営課長の北島です。よろしくお願ひいたします。

認定第 2 号 「令和 5 年度鹿沼市下水道事業会計決算の認定について」 ご説明いたします。

先にお配りしております「令和 5 年度鹿沼市下水道事業会計決算書」の 1 ページをお開きください。

はじめに、1 の令和 5 年度鹿沼市下水道事業会計決算報告書について、ご説明をいたします。

まず、(1)の収益的収入及び支出についてであります、収入合計につきましては、第1款、下水道事業収益の決算額の欄に記載のとおり、28億2,403万2,494円です。

主なものは、第1項、営業収益の決算額11億8,896万6,185円で、そのうち、下水道使用料は10億1,491万4,934円、他会計負担金は1億7,308万1,151円であります。

支出合計につきましては、第1款、下水道事業費用の決算額の欄に記載のとおり、21億6,520万5,971円です。

主なものは、第1項、営業費用の決算額19億6,399万9,295円で、建物及び管渠等の事業資産の減価償却費、処理場や資源化工場の維持管理費等の委託料、処理場の動力費などでございます。

次に、2ページをご覧ください。

(2)の資本的収入及び支出について、ご説明いたします。

まず、収入合計につきましては、第1款、資本的収入の決算額の欄に記載のとおり、7億9,485万4,300円です。

主なものは、汚水・雨水管新設工事費等に対する企業債3億2,190万円及び補助金3億4,161万2,500円であります。

次に、支出合計につきましては、第1款、資本的支出の決算額の欄に記載のとおり、17億4,423万4,384円です。

その内訳について、第1項、建設改良費の決算額7億3,892万4,494円につきましては、汚水・雨水管布設工事費等が主なものであります。

次に、第2項、企業債償還金の決算額10億530万9,890円につきましては、令和5年度分の企業債の償還元金であります。

なお、一番下の表の欄外に記載がありますとおり、資本的収入が資本的支出額に不足する額、9億4,938万84円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額2,334万7,949円、当年度分損益勘定留保資金5億9,690万9,396円及び当年度利益剰余金処分額3億2,912万2,739円で補填いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

2の財務諸表の(1)令和5年度鹿沼市下水道事業会計損益計算書につきましては、下から3行目に記載のとおり、当年度純利益が6億3,547万8,574円となり、一番下の当年度未処分利益剰余金についても、同額となります。

次に、10ページをお開きください。

1の令和5年度鹿沼市下水道事業報告書であります、下水道事業の主な施策の成果につきましては、(1)の概況の①総括事項のア建設改良事業に記載のとおり、市内各地域において污水管布設工事を行うとともに、下水道ストックマネジメント計画に基づき、黒川処理区において下水道管更正工事を行い、黒川終末処理場再構築工事に着手いたしました。

また、雨水対策事業における内水ハザードマップ策定においては、浸水解析基礎調査

を行いました。

次に、イの業務状況につきましては、年間処理水量は、1,086万 1,045立方メートル、有収水量は643万 1,915立方メートル、有収率につきましては、59.2%で、対前年比0.7ポイントの減となりました。

以上で、令和5年度下水道事業の決算概要についての説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。橋本委員。

○橋本委員 橋本です。よろしくお願ひします。

別紙資料2を参考に、業務実績及び不明水量についてをお示しください。

また、あわせて、不明水への対策についてもお聞かせください。よろしくお願ひします。

○小島委員長 説明をお願いします。はい、どうぞ。

○上田下水道課長 下水道課長の上田です。よろしくお願ひいたします。

本日お配りしました、認定第2号の別紙資料2をご覧ください。

それでは、主な業務実績と不明水量についてですが、黒川終末処理場を含む8カ所の施設で処理した年間の汚水処理水量は、1,086万 1,045立方メートルとなりました。

これに対し、下水道使用料料金の徴収の対象となる有収水量は年間で643万 1,915立方メートルでした。

この差から計算される不明水量は、442万 9,130立方メートルとなります。

この不明水とは、主に老朽化した管渠やマンホールに浸入する雨水や地下水で、有収水量以外の全ての水量の総量であります。

また、下武子町等の拡張工事により、汚水管渠の延長は、1.3キロメートル増え、489.3キロメートルとなり、整備面積は1,883.1ヘクタールで、計画に対する整備率は約96%に達しております。

次に、不明水への対策についてですが、経過年数の大きい箇所や有害ガスが発生しやすい箇所、また、雨天時と晴天時において、ポンプ稼働変動が見られる区域などを中心に、令和5年度につきましては8.8キロメートルの管渠調査をテレビカメラにおいて実施いたしました。

また、前年度までに調査した内容も含め、その結果から、早急な対応が必要な箇所に対する管渠の更正工事を令和5年度は上殿町クリーンセンター北側の市道0017号線など、219.4メートルを実施いたしました。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。橋本委員。

○橋本委員 ありがとうございました。

次に、有収率が前年度より0.7%低下した要因についてお聞かせください。

○小島委員長 説明をお願いいたします。どうぞ。

○上田下水道課長 有収率が0.7%低下した、その要因につきましては、水洗化人口が前年度に比べて増加したにもかかわらず、物価高騰による節水効果などから有収水量が減少したことに対しまして、管渠や処理施設の老朽化から、雨水や地下水の浸入水量が増えたことにより、処理水量が増加したため、有収率が低下したものと考えています。

拡張工事は今年度でおおむね完了いたしましたので、今後は管渠調査を強化しまして、異常箇所を早期に発見して、管渠の更正工事や、改築工事を積極的に進めることで、不明水の抑制と有収率の向上に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

よろしいですか。

○橋本委員 ありがとうございました。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。

○大島副委員長 すみません、基本的なこと。

○小島委員長 はい、大島副委員長。

○大島副委員長 すみません。基本的なことを教えてもらいたいのですけれども、下水のその処理量というのは、ほら一般家庭だと、水道の使用量のメーターが下水の使用量になるのではないですか。

この上水の給水量と下水の量が違うので、下水の、何というのですか、その有収量とか、不明水というのはどうやって量っているのですか。

基本的なことをちょっと教えてもらいたいなと。

○小島委員長 説明をお願いいたします。どうぞ。

○上田下水道課長 有収量につきましては、水道につながれている方は水道のメーターで、地下水を使用されている方が下水道につながれている場合があります。

その場合は、1人当たり1カ月7立方メートルの計算で有収水量として計算しております。

不明水の地下水とか、雨水とかに関しては、実際処理場で処理している水量が、その総量を把握していますので、そこから有収水量を引いた残りが、不明水としてカウントしています。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 よろしいですか。

○大島副委員長 了解です。

○小島委員長 はい。

ほかに質疑はございませんか。

○鈴木委員 俺もちょっと基本的なこといいですか。

○小島委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木委員 先ほど0017号線、警察署の前と言っていたのですけれども、あそこというの

は、調整区域なので、基本的にインフラというのではなく、僕は思っているのですけれども、何で引っ張ったのですか。

何で引っ張ったのですかという、そこら辺、ちょっと基本的なことを教えてください。

○小島委員長 説明をお願いします。どうぞ。

○上田下水道課長 市街地のところからとか、黒川終末処理場につなぐ、末端の管渠になりますので、そういった意味で、主要な管渠として入っています。

以上です。

○小島委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、この区域は都市計画税がとられていないのですよ。

ですよね、調整ですからね。

とられていないのに引っ張っているから、本当だったら、それが、都市計画税が還元されていない区域なので。

別に引っ張ってはダメとは僕は言わないですけれども、そういうふうになってしまった都市計画のほうが悪いという形かな、そうすると。

関係ないからいいか。

まあいい、確認しただけでいいです。はい。

○小島委員長 いいですか。

○鈴木委員 はい。

○小島委員長 説明、大丈夫ですか。はい、どうぞ。

○上田下水道課長 ますとかから取り出しあはしていないので、あくまで本管だけが入っているだけなので。

そういったことで。

○小島委員長 終わり。はい。

ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

認定第2号 令和5年度鹿沼市下水道事業会計決算について、認定を可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 令和5年度鹿沼市下水道事業会計決算について、認定を可とすることに決しました。

次に、議案第46号 専決処分事項の承認について（令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第13号））のうち、産業建設常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。小泉産業振興課長。

○小泉産業振興課長 はい。産業振興課長の小泉です。よろしくお願ひいたします。

議案第46号 専決処分事項の承認について（令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第

13号)のうち、経済部及び農業委員会事務局所管の主な予算についてご説明をいたします。

令和5年度補正予算に関する説明書、表紙に一般会計(第13号)と記載のあるものになります。

そちらの3ページをお開きください。

まず歳入についてご説明いたします。

下から4段目、2款 地方譲与税 3項 1目 森林環境譲与税 12万1,000円の減につきましては、森林環境譲与税の配分額の確定に伴い、減額するものであります。

7ページをお開きください。

一番上の段、14款 使用料及び手数料 1項 6目 商工使用料の右側説明欄、前日光つづじの湯交流館使用料 1,269万4,000円の減につきましては、当該施設の使用料の徴収実績見込みにより、減額するものであります。

11ページをお開きください。

上から2段目、19款 繰入金 2項 8目 森林環境整備促進基金繰入金 744万円の減につきましては、事業費の確定に伴い、繰入金を減額するものであります。

次に、一番下の段、22款 市債 1項 3目 農林水産業債の説明欄、林道施設整備事業債 1,070万円の減につきましては、県営で整備しております森林整備林道事業の負担金が減額となったことが、主な理由であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

13ページをお開きください。

2款 総務費 1項 11目 地域振興費の説明欄、2つ目の○、水源地域振興拠点施設整備事業費 1,245万9,000円の減につきましては、施設整備工事費等の確定により、減額するものであります。

19ページをお開きください。

下から2段目、6款 農林水産業費 1項 6目 農地費の説明欄、県営土地改良事業費 870万1,000円の減につきましては、事業費の確定に伴い、負担金を減額するものであります。

次の段、2項 1目 林業振興費の説明欄、森林経営管理事業費 3,144万6,000円の減につきましては、経営管理権集積計画作成業務において、民間活用等運営手法の見直しにより、事業費が減額となったことが主な理由であります。

21ページをお開きください。

一番上の段、1目 林業振興費の続きになりますが、説明欄の一番上の○、森林環境整備促進基金積立金 2,363万9,000円の増につきましては、森林経営管理事業の事業費及び森林環境譲与税の配分額の確定に伴い、差額を基金に積み立てるものであります。

その下の行、2目 林道事業費の説明欄、林道施設整備事業費 1,054万5,000円の減につきましては、県営で整備しております森林整備林道事業における負担金の確定によ

り、減額するものであります。

次の段、7款 商工費 1項 3目 金融対策費の説明欄、中小企業経営対策事業費500万円の減につきましては、制度融資に係る栃木県信用保証協会への負担金及び保証料補助の額の確定に伴い、減額するものであります。

その下の行、5目 観光開発費の説明欄、前日光つつじの湯交流館施設維持管理費286万3,000円の減につきましては、電気使用料金の実績により、減額するものであります。

以上で、経済部及び農業委員会事務局所管の一般会計補正予算（第13号）の説明を終わります。

○小島委員長 大場環境課長。

○大場環境課長 環境課長の大場です。よろしくお願いします。

議案第46号 専決処分事項の承認について（令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第13号））のうち、環境部所管のものについて、ご説明いたします。

ページをお戻りいただきて、令和5年度補正予算に関する説明書、一般会計の7ページをお開きください。

上から2つ目の段、14款 使用料及び手数料 2項2目 衛生手数料の説明欄、「ごみ処理手数料」 1,850万円の減につきましては、事業系ごみ及び家庭系ごみの戸別収集等の実績に基づき、手数料収入の額を減額したものです。

次の「一般家庭ごみ処理手数料」 3,680万円の減につきましては、指定ごみ袋の販売実績に基づき、手数料収入の額を減額したものです。

続いて、歳出に係る補正はありませんので、繰越明許費について、ご説明いたします。

29ページをお開きください。

繰越明許費の補正に関する調書、今回追加に係る分、4款 衛生費2項 清掃費、事業名「ごみ処理施設維持費」の追加につきましては、ごみ処理焼却施設の「ごみ投入扉」に破損が見つかったため、取り急ぎ、まずは使用を継続するための一時的な応急修繕を実施いたしましたが、危険性を完全に排除することを目的に、破損の防止及び仮に部品が破損した場合における扉の落下を防止するための措置を講ずる必要があるため、2,420万円を繰越明許費として追加したものであります。

以上で「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第13号）」のうち、環境部所管のものについての説明を終わります。

○小島委員長 柏崎都市計画課長。

○柏崎都市計画課長 都市計画課長の柏崎です。よろしくお願いします。

議案第46号 「専決処分事項の承認について」のうち、都市建設部所管のものについて、ご説明いたします。

歳入についてでありますが、説明書、戻っていただきまして、7ページをお開きください。

一番下の段、15款「国庫支出金」、2項4目「土木費国庫補助金」、右側説明欄の「街路事業費国庫補助金」、709万3,000円の減額につきましては、補助金額の確定により補正するものであります。

続きまして、11ページをお開きください。

一番下の段、22款「市債」、1項4目「土木債」、右側説明欄の「街路事業債」、1,310万円の減額につきましては、補助金額の確定により補正するものであります。

以上で、議案第46号「専決処分事項の承認について」のうち、都市建設部所管のものについて説明を終わります。

○小島委員長 北島企業経営課長。

○北島企業経営課長 企業経営課長の北島です。よろしくお願ひいたします。

議案第46号「専決処分事項の承認について」令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第13号)のうち、上下水道部所管の予算について、ご説明いたします。

まず、歳入についてですが、「補正予算に関する説明書」、一般会計の7ページをお開きください。

一番下の段、15款 国庫支出金 2項 3目「衛生費国庫補助金」の説明欄「浄化槽設置費国庫補助金」1,535万7,000円の減につきましては、浄化槽設置費補助金の事業費が確定したことによる減額であります。

次に、9ページをお開きください。

中段、16款 県支出金 2項 3目「衛生費県補助金」の説明欄、「浄化槽設置費県補助金」274万5,000円の減につきましては、浄化槽設置費補助金の事業費が確定したことによる減額であります。

次に、歳出についてですが、17ページをお開きください。

一番下の段、4款 衛生費 1項 3目「環境衛生費」の説明欄、「浄化槽設置費補助金」の2,522万2,000円の減につきましては、事業費の確定により減額するものであります。

次に、19ページをお開きください。

中段、4款 衛生費 2項 4目「地域下水処理施設費」の説明欄、「流通センター地域下水処理施設維持管理費」の590万7,000円の減につきましては、電気料及び修繕料の事業費が確定したことによる減額であります。

次に、29ページをお開きください。

繰越明許費の補正に関する調書の4款 衛生費 1項 保健衛生費 「公共設置型浄化槽施設維持管理費」の422万4,000円の繰り越しにつきましては、県が実施する道路改良工事に伴い、支障となる公共設置型浄化槽の共同排水管移設等の工事を、県の道路改良工事の進捗にあわせて実施しておりますが、県の道路改良工事が年度内の完成を見込めず、令和6年度へ繰り越しをしたことから、本事業も同様に繰り越しをしたものであります。

以上で、議案第 46 号 「専決処分事項の承認について」 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 13 号）のうち、上下水道部所管の予算についての説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 46 号中、産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 46 号中、産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 52 号 令和 5 年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。北島企業経営課長。

○北島企業経営課長 企業経営課長の北島です。よろしくお願ひいたします。

議案第 52 号 「令和 5 年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」 ご説明いたします。

令和 5 年度決算におきまして、当年度未処分利益剰余金は、6 億 1,103 万 8,885 円となりました。

この当年度未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

処分の内容は、2 億 5,250 万 7,562 円を建設改良積立金に、3 億 5,853 万 1,323 円を資本金に組み入れるものであります。

以上で、議案第 52 号 「令和 5 年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」 の説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○小島委員長 別段ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○小島委員長 別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 52 号 令和 5 年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 52 号 令和 5 年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでは、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 53 号 令和 5 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。北島企業経営課長。

○北島企業経営課長 企業経営課長の北島です。よろしくお願いします。

議案第 53 号 「令和 5 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」ご説明いたします。

令和 5 年度決算におきまして、当年度未処分利益剰余金は、6 億 3,547 万 8,574 円となりました。

この、当年度未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

処分の内容は、3 億 635 万 5,835 円を建設改良積立金に、3 億 2,912 万 2,739 円を資本金に組み入れるものであります。

以上で、議案第 53 号 「令和 5 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

(「なし」と言う者あり)

○小島委員長 質疑はございませんか。

(「はい」と言う者あり)

○小島委員長 別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 53 号 令和 5 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 53 号 令和 5 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 56 号 市道路線の変更についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。湯沢維持課長。

○湯沢維持課長 維持課長の湯沢です。よろしくお願いいたします。

「議案第 56 号 市道路線の変更」について、ご説明いたします。

お手元にお配りいたしました、右肩に番号がつけてあります図面を、あわせてご覧ください。

今回の路線変更の対象は、土地の一体的利用を目的とした用地交換申請により、変更

するものが2路線です。

図面では、変更前の路線を破線表示、変更後の路線を実線表示しております。

まずNo.1の図面は、茂呂地内の市道7243号線で、終点を変更し、延長が284.57メートルから42.0メートルへ変更となります。

次に、No.2の図面は、上石川地内の市道7396号線で、起点を変更し、延長が354.24メートルから215.0メートルへ変更となります。

以上で「議案第56号」の説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第56号 市道路線の変更については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 市道路線の変更については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は。

○小太刀事務局長 委員長、すみません。

○小島委員長 はい。

○小太刀事務局長 よろしいですか。

○小島委員長 はい、局長。

○小太刀事務局長 すみません。ちょっと事務局のほうから申し上げます。

先ほど、陳情第7号 ゴミステーションの利用に関する条例の制定についてのところで審査中ですね、大島議員の質疑で、現行法で、「現行法の対応について、陳情人に対応できるかどうか」というような説明はできますか」というような質疑が確かあったかと思います。

それに対して執行部のほうで、「対応することは可能です」という回答を受けまして、委員長のほうから執行部に対して、「対応をお願いします」というような話が確かあったかと思うのですが、現在この陳情については、委員会で審査中ということになりますので、大島議員の質疑に対して回答を受けたというところまでに整理させていただきたいと思います。

以上になります。

○小島委員長 先ほどの大島副委員長からの執行部に説明というか、調査というかね、お願いし、私のほうから、委員長のほうからお願ひいたしました。

その言葉について、陳情に対しては、今、「したがって、継続」ということもあるので、

執行部のほうの回答は求めませんので、よろしくお願ひいたします。

取り消します。

はい、副委員長。

○大島副委員長 議会としては継続であるからというのはわかりますけれども、実際の問題として、陳情人と多分執行部はやりとりしていると思うので、議会とは関係なく執行部は当然、陳情人がそういう悩みを訴えてきているのですから、当然それに対して、やっぱり何らかのアクションというのは起こすべきですよね。

○小島委員長 はい、局長、小太刀局長。

○大島副委員長 議会とは関係ない。

○小太刀事務局長 すみません、ちょっと言葉が足りませんでしたが、陳情に関してはまだ審査中なので、質疑にとどめていただきたくて、事務局に対してお願いするということは、陳情の結果が出た上でお願いしたいと思います。

○大島副委員長 お願いはしない、お願いはしない。

○小太刀事務局長 そして、陳情人が個別に、執行部のほうに相談に行っているケースも考えられますが、それはそちらの対応ということで。

○大島副委員長 当然やっているよね。

○小太刀事務局長 別に整理して考えていただきたいと思います。

説明は以上です。

○大島副委員長 なるほどね。

○小島委員長 はい、では。

○大島副委員長 だから、お願いはしないけれども、やっているということだよね。

○小島委員長 了解していない。

○大島副委員長 うん。オフレコで。

○小島委員長 以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(閉会 午前11時47分)